

平成30年6月10日

第 475 号



# 防災組合ニュース

THE BOSAI KUMIAI NEWS

URL <http://nichibou.main.jp/> 日本防災設備協同組合 東京都文京区本郷一丁目15番6号  
電話 03-3813-9650 (代) FAX 03-3813-9460  
事務連絡メール [nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp](mailto:nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp) 営業連絡メール [nichiboukyou2@duna.ocn.ne.jp](mailto:nichiboukyou2@duna.ocn.ne.jp)

## 社内回覧

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

## 5 月度理事会の概要 . . . . . 1～4

## 情 報

- ◎ 発煙体にフロンを使用しない加煙試験器について  
消防庁予防課長 平成30年3月19日 ・ 5
- ◎ 総務省令第34号  
消防法施行規則等の一部を改正する省令  
官報（号外） 平成30年6月1日 . . . 6～19
- ◎ 消防庁告示第11号・12号・13号  
消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に  
添付する点検票の様式の一部を改正する件  
官報（号外） 平成30年6月1日 . . . 20～25

## 事務局だより

- ・ 組合員情報 . . . 26
- ・ 共済制度について . . . 26
- ・ 注文は今後も FAX で . . . 26

## 5 月度理事会概要

召集年月日： 平成30年5月7日（月）  
開催日時： 平成30年5月24日（木）13時00分～14時30分  
開催場所： 東京ガーデンパレス 3階 橘

理事総数： 9人  
出席理事数： 7人  
他 監事： 2名、相談役 1名

### （1）理事長挨拶

定刻になりましたので理事会を始めたいと思います。  
総会直前の理事会です。ご協力のほど宜しくお願い致します。

### （2）業務報告

#### ① 事務局運営・渉外

4月23日（月）ミツワ電気（田中氏・網渕氏）来局 引き継ぎ  
新営業所長に網渕氏 田中氏は営業部長に昇格

4月23日（月）あんしん財団（澤村氏）来局・・・名称変更の件  
当組合（紹介代理所～紹介業務所に変更）

4月24日（火）城南信用金庫 副支店長大石智也氏・・・  
挨拶の為来局

4月25日（水）業務決裁・・・ 広江理事長（会社にて）

5月 8日（火）（株）アスク小野寺氏 来局・・・5月24日  
実演会の会場の機材搬入及びプロジェクターの  
件で打ち合わせ。

5月 9日（水）業務決裁・・・ 広江理事長（会社にて）

5月10日（木）ホーチキ前川氏・アシスト井坂氏来局  
営業打ち合わせ

5月11日（金）（一社）全国消防機器販売業協会 総会懇親会  
松原副理事長・中島専務理事 出席

5月11日（金）経営診断・・・小出会計 副所長

#### 事務局報告

##### 代表者変更

東京第4支部 有限会社高畑防災

旧 代表取締役 高畑 仁

新 代表取締役 高畑 匡司

関西支部 東海メンテナンス株式会社

旧 代表取締役 佐藤 三男

新 代表取締役 岡田 和久

（敬称略）

#### 青年部

総会 6月22日（金） 区民センター 2階C会議室にて  
開催予定

#### ②広報

5月10日 「防災組合ニュース」 474号 発送

#### ③教育

消防設備士の4類の試験準備講習会を9月29日、11月11日の試験日に標準を合わせ実施の為、古木副理事長に講師との連絡を依頼した。6類については事務局で講師に依頼する。又3類合わせて準備講習会の要望が理事よりあった為準備講習会をよていする。加えて防排実務講習会も実施の予定。

セミナーについて

7月24日(火)に「事業承継」のセミナー実施が決定となった。

④ 福利厚生・企画

古木副理事長より、6月21日(木)・22日(金)の移動理事会は、箱根「河鹿荘」、集合時間は3時。

広江理事長より

チェッカー会は現在、人が集まらない為実施していないが、チェッカー会の名前は残したいとの話があった。監事、相談役より青年部や組合員の友人に声かけてはどうか、との事であった。

⑤ 財務・共同購買

4月の共同購買の売り上げは前年を少し上回ることができた。

5月の売上も前年はクリアーできるように頑張りたい。

仕入れ先の最近の売上状況を聞くと電気関係の業者は非常に苦戦しているようで、「少し単価を下げるのでまとめ買いをして欲しい」との話があった。又ある消火器メーカーは、「売上本数は伸びているが、金額が落ち込んでいる」との情報もある。

理事より

まとめ買いをして単価が下げられるなら「キャンペーン」を打ったらどうかのことであった為、準備することとなった。

⑥ 研究開発部会

広江理事長より「防排煙技術資格講座」の資料をもとに説明があった。

防排煙資格推進手順は、3段階に分けて進める事とし、ステップ1、ステップ2、ステップ3という形で進める。又、進捗状況を随時理事会にて報告をしてゆく。

防排煙の技術者認定に関する講習は3～4日間ぐらいの期間をかけ、各分野別に基本からの専門分野の技術を習得できるような講習を行い、効果測定も行う形で考えている。

⑦ 青年部

5月16日に青年部役員会にて青年部の総会の打合せを行った。

⑧ 支部運営促進

30年度第一回目の支部会が7月20日(水)東京第3支部・千

葉支部の合同支部会を上野にて開催予定。

⑨その他の事業について  
特になし

(3) 議案の審議

1号議案

第51回通常総会の任務の確認等

各理事の任務、段取りを入念に行った。

各理事の任務は以下の通りである。

司会：開会：出席状況報告：村田理事、理事長挨拶：広江理事長、  
第1号議案平成29年度事業報告（読上）：竹内事務局長、決算  
関係書類承認の件（読上）：中島専務理事、監査報告：中山監事、  
第2号議案（読上）：中島専務理事  
第3号議案（読上）：中島専務理事、第4号議案（読上）：中島専  
務理事、第5号議案（読上）中島専務理事、第6号議案 広江理  
事長、閉会：古木副理事長。

第2号議案 その他  
特になし。

次回移動理事会予定 平成30年6月21日(木)・22日(金)  
ホテル河鹿荘（箱根 湯本）  
3：00時集合

事 務 連 絡  
平成 30 年 3 月 19 日

一般財団法人日本消防設備安全センター  
理事長 原田 正司 様

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

### 発煙体にフロン類を使用しない加煙試験器について

平素から予防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 2 月 9 日に「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)の変更について閣議決定されました。

この基本方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)(グリーン購入法)第 6 条に基づき、国、独立行政法人及び特殊法人(以下「国等の機関」という。)が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため定めているものであり、国等の機関が重点的に調達を推進する環境物品等の種類である特定調達品目及びその判断の基準について規定されています。

このたびの基本方針の変更により、特定調達品目として「加煙試験」の項目が新たに追加され、「加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。」が判断の基準とされました(別添資料参照)。今後の国等の機関による自動火災報知設備等の煙感知器の点検業務の調達においては、これらの基準に基づき行われる予定ですので、ご留意くださいますようお願いいたします。なお、平成 30 年度の 1 年間は、当該判断の基準の適用について経過措置が設けられています。

貴職におかれましては、各都道府県消防設備協会を通じて会員事業者に対しこの旨周知していただきますようお願いいたします。

別添資料：「グリーン購入法」及び「環境配慮契約法」基本方針説明会 資料(抜粋)  
(URL：[http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block\\_brief/index.html](http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block_brief/index.html))

# 官報

号外

平成三十年六月一日

## 総務省令第三十四号

消防法施行規則等の一部を改正する省令

### 消防庁告示第十一号・第十二号・第十三号

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件

○総務省令第三十四号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第一号、第三号及び第九号、第二十一条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第一項ただし書、第二十九条の四第一項並びに第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月一日

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改 正 後                                                        |                                                              | 改 正 前                                                        |                                                              |
|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| （スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）<br>第十二条の二 〔略〕<br>二 〔略〕<br>二 〔イハ 略〕 | （スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）<br>第十二条の二 〔略〕<br>二 〔略〕<br>二 〔イハ 略〕 | （スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）<br>第十二条の二 〔同上〕<br>二 〔同上〕<br>二 〔同上〕 | （スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）<br>第十二条の二 〔同上〕<br>二 〔同上〕<br>二 〔同上〕 |
|                                                              |                                                              |                                                              |                                                              |

総務大臣 野田 聖子

二以上の異なる経路により避難することができ部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。を設けたものであること。

〔イ・ロ 略〕

〔ホ 略〕

〔2・3 略〕

〔スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等〕

第十三条 〔略〕

一 令別表第一(一)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(四)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)第五十七条に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号及び次号、第二十八号の二第一項第四号及び第四号の二並びに同条第二項第三号及び第三号の二において同じ。)の用途以外の用途に供される部分に存せず、かつ、次に定めるところにより、十階以下の階に存する同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するもの十階以下の階(同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の防火対象物にあつては、当該部分が存する階並びに同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上の階にあつては千五百平方メートル以上のものを除く。)

〔イハ 略〕

二 ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する開口部にあつては特定防火設備である防火戸に限り、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸(防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

〔イ・ロ 略〕

〔ホ 略〕

一 令別表第一(一)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(四)項イ及びロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分に存せず、かつ、次に定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するもの十階以下の階(同表(四)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の防火対象物にあつては、当該部分が存する階並びに同表(四)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上の階にあつては千五百平方メートル以上のものを除く。)

〔イ 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。〕

ロ 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通する主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

路により避難することができ部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。を設けたものであること。

〔イ・ロ 同上〕

〔ホ 同上〕

〔2・3 同上〕

〔スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等〕

第十三条 〔同上〕

一 令別表第一(一)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(四)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)第五十七条に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号、第二十八号の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。)の用途以外の用途に供される部分に存せず、かつ、次に定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するもの十階以下の階

〔イハ 同上〕

二 ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する開口部にあつては特定防火設備である防火戸に限り、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製入りガラス入り戸(二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

〔イ・ロ 同上〕

〔ホ 同上〕

〔新設〕

- ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。
- 二 ハの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができ部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
- （イ） 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
- （ロ） 居室から地上に通する主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。
- ホ 令別表第一四項イ並びに内項ロ及びハに掲げる用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができものをいう。）の床面積がいずれも百平方メートル以下であること。
- 二 略
- 一 略
- （イ・ロ 略）
- ハ ロの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができ部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
- （イ・ロ 略）
- （二 略）
- （三 略）
- （四 略）
- （五 略）
- （六 略）
- （七 略）
- （八 略）
- （九 略）
- （十 略）
- （十一 略）
- （十二 略）
- （十三 略）
- （十四 略）
- （十五 略）
- （十六 略）
- （十七 略）
- （十八 略）
- （十九 略）
- （二十 略）
- （二十一 略）
- （二十二 略）
- （二十三 略）
- （二十四 略）
- （二十五 略）
- （二十六 略）
- （二十七 略）
- （二十八 略）
- （二十九 略）
- （三十 略）
- （三十一 略）
- （三十二 略）
- （三十三 略）
- （三十四 略）
- （三十五 略）
- （三十六 略）
- （三十七 略）
- （三十八 略）
- （三十九 略）
- （四十 略）
- （四十一 略）
- （四十二 略）
- （四十三 略）
- （四十四 略）
- （四十五 略）
- （四十六 略）
- （四十七 略）
- （四十八 略）
- （四十九 略）
- （五十 略）
- （五十一 略）
- （五十二 略）
- （五十三 略）
- （五十四 略）
- （五十五 略）
- （五十六 略）
- （五十七 略）
- （五十八 略）
- （五十九 略）
- （六十 略）
- （六十一 略）
- （六十二 略）
- （六十三 略）
- （六十四 略）
- （六十五 略）
- （六十六 略）
- （六十七 略）
- （六十八 略）
- （六十九 略）
- （七十 略）
- （七十一 略）
- （七十二 略）
- （七十三 略）
- （七十四 略）
- （七十五 略）
- （七十六 略）
- （七十七 略）
- （七十八 略）
- （七十九 略）
- （八十 略）
- （八十一 略）
- （八十二 略）
- （八十三 略）
- （八十四 略）
- （八十五 略）
- （八十六 略）
- （八十七 略）
- （八十八 略）
- （八十九 略）
- （九十 略）
- （九十一 略）
- （九十二 略）
- （九十三 略）
- （九十四 略）
- （九十五 略）
- （九十六 略）
- （九十七 略）
- （九十八 略）
- （九十九 略）
- （一百 略）

- ハ ロの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができ部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
- （イ・ロ 同上）
- （二 同上）
- （三 同上）
- （四 同上）
- （五 同上）
- （六 同上）
- （七 同上）
- （八 同上）
- （九 同上）
- （十 同上）
- （十一 同上）
- （十二 同上）
- （十三 同上）
- （十四 同上）
- （十五 同上）
- （十六 同上）
- （十七 同上）
- （十八 同上）
- （十九 同上）
- （二十 同上）
- （二十一 同上）
- （二十二 同上）
- （二十三 同上）
- （二十四 同上）
- （二十五 同上）
- （二十六 同上）
- （二十七 同上）
- （二十八 同上）
- （二十九 同上）
- （三十 同上）
- （三十一 同上）
- （三十二 同上）
- （三十三 同上）
- （三十四 同上）
- （三十五 同上）
- （三十六 同上）
- （三十七 同上）
- （三十八 同上）
- （三十九 同上）
- （四十 同上）
- （四十一 同上）
- （四十二 同上）
- （四十三 同上）
- （四十四 同上）
- （四十五 同上）
- （四十六 同上）
- （四十七 同上）
- （四十八 同上）
- （四十九 同上）
- （五十 同上）
- （五十一 同上）
- （五十二 同上）
- （五十三 同上）
- （五十四 同上）
- （五十五 同上）
- （五十六 同上）
- （五十七 同上）
- （五十八 同上）
- （五十九 同上）
- （六十 同上）
- （六十一 同上）
- （六十二 同上）
- （六十三 同上）
- （六十四 同上）
- （六十五 同上）
- （六十六 同上）
- （六十七 同上）
- （六十八 同上）
- （六十九 同上）
- （七十 同上）
- （七十一 同上）
- （七十二 同上）
- （七十三 同上）
- （七十四 同上）
- （七十五 同上）
- （七十六 同上）
- （七十七 同上）
- （七十八 同上）
- （七十九 同上）
- （八十 同上）
- （八十一 同上）
- （八十二 同上）
- （八十三 同上）
- （八十四 同上）
- （八十五 同上）
- （八十六 同上）
- （八十七 同上）
- （八十八 同上）
- （八十九 同上）
- （九十 同上）
- （九十一 同上）
- （九十二 同上）
- （九十三 同上）
- （九十四 同上）
- （九十五 同上）
- （九十六 同上）
- （九十七 同上）
- （九十八 同上）
- （九十九 同上）
- （一百 同上）

4 [略]

二 屋上広場に面する窓及び出入口に防火戸が設けられているもので、かつ、当該出入口から避難橋に至る経路は、避難上支障がないものであること。

三 [略]

5 [略]

一 [略]

イ [略]

ロ 開口部に防火戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。

〔ハ〕へ [略]

〔二〕三 [略]

〔六〕 [略]

7 [略]

〔一〕 [略]

二 屋上広場に面する窓及び出入口に、防火戸が設けられていること。

〔三〕 [略]

〔誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分〕

第二十八条の二 [略]

〔一〕三 [略]

四 前三号に掲げるもののほか、令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(ロ)項ロ並びに(ハ)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に存する同表(ロ)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(ロ)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階(地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。)

〔イ〕ハ [略]

二 ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸(防火シャッター以外のもの)であつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

〔イ〕・〔ロ〕 [略]

〔ホ〕 [略]

4 [同上]

二 屋上広場に面する窓及び出入口に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入りの戸が設けられているもので、かつ、当該出入口から避難橋に至る経路は、避難上支障がないものであること。

〔三〕 [同上]

5 [同上]

一 [同上]

イ [同上]

ロ 開口部に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入りの戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。

〔ハ〕へ [同上]

〔二〕三 [同上]

〔六〕 [同上]

7 [同上]

〔一〕 [同上]

二 屋上広場に面する窓及び出入口に、特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入りの戸が設けられていること。

〔三〕 [同上]

〔誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分〕

第二十八条の二 [同上]

〔一〕三 [同上]

四 前三号に掲げるもののほか、令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(ロ)項ロ並びに(ハ)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(ロ)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(ロ)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。)

〔イ〕ハ [同上]

二 ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入りの戸(二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

〔イ〕・〔ロ〕 [同上]

〔ホ〕 [同上]

四の二 前各号に掲げるもののほか、令別表第一(一)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(四)項

イ及びロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するものの同表(四)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階(地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。)

イ 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に連する主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

二 ハの開口部には、特定防火設備である防火戸(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸(防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

イ 随時閉鎖することができる、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

ロ 居室から地上に通する主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 令別表第一(四)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

## 〔五〕略

## 〔二・二〕略

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(四)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(四)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に存する同表(四)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(四)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階(地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。)

## 〔イ・ハ〕略

二 ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸(防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

## 〔イ・ロ〕略

## 〔新設〕

## 〔五〕同上

## 〔二・二〕同上

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(四)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(四)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(四)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(四)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。)

## 〔イ・ハ〕同上

二 ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

## 〔イ・ロ〕同上

三の二

前各号に掲げるもののほか、令別表第一(四)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(四)項イ及びロ並びに内項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するものの同表(四)項イ並びに内項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階(地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。)

イ 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通する主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、特定防火設備である防火戸(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸(防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

ロ) 居室から地上に通する主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 令別表第一(四)項イ並びに内項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

〔四・五 略〕

〔3 略〕

〔連結送水管に関する基準の細目〕

第三十一条 〔略〕

〔二の四の二 略〕

五 〔略〕

イ 〔略〕

ロ 日本工業規格G三三四二、G三三四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。ただし、配管の設計送水圧力(ノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカル(フオグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フオグガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧力とする。)以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下この号において同じ。)が一メガパスカルを超える場合には、日本工業規格G三三四八に適合する管、G三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはG三四五九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。

〔新設〕

〔四・五 同上〕

〔3 同上〕

〔連結送水管に関する基準の細目〕

第三十一条 〔同上〕

〔二の四の二 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 日本工業規格G三三四二、G三三四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。ただし、配管の設計送水圧力(ノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカル(フオグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フオグガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧力とする。)以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下この号において同じ。)が一メガパスカルを超える場合には、日本工業規格G三三四八若しくはG三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはG三四五九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。

ハ 管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。ただし、配管の設計送水圧力が一メガパスカルを超える場合に用いる管継手は、次に掲げるものの他これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。

〔イ〕 フランジ継手にあつては、日本工業規格B2239又はB2220に適合する管継手のうち呼び圧力十六K以上のものに適合するもの

〔ロ〕 フランジ継手以外の継手にあつては、日本工業規格B2309に適合するもの又はB2311若しくはB2313(G346八を材料とするものを除く)に適合する管継手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上(材料にG345九を用いるものにあつては呼び厚さでスケジュール十以上)のものに適合するもの

〔表 略〕

〔二〕チ 略〕

〔六〕十 略〕

備考 表中の「一」の記載及び対象規定の二重線を付した横記部分を除く。全体に付した傍線は注記である。

〔特定共同住宅等における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正〕

第二条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年消防省令第四十号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改 正 後

〔用語の意義〕

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定共同住宅等 令別表第一(四)項口に掲げる防火対象物及び同表(五)項イに掲げる防火対象物(同表(四)項イ及びロ並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(四)項イ並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることが出来るものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも百平方メートル以下であつて、同表(四)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の二分の一以上のものに限る。)であつて、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。

ハ 管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。ただし、配管の設計送水圧力が一メガパスカルを超える場合に用いる管継手は、フランジ継手にあつては日本工業規格B2239若しくはB2220に適合する管継手のうち呼び圧力十六K以上のものに適合するもの、フランジ継手以外の継手にあつては日本工業規格B2311若しくはB2313(G346八を材料とするものを除く)に適合する管継手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上(材料にG345九を用いるものは、呼び厚さでスケジュール十以上)のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔表 同上〕

〔二〕チ 同上〕

〔六〕十 同上〕

改 正 前

〔用語の意義〕

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定共同住宅等 令別表第一(四)項口に掲げる防火対象物及び同表(五)項イに掲げる防火対象物(同表(四)項イ並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(四)項イ並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることが出来るものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも百平方メートル以下であるものに限る。)であつて、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。

一の二 住戸利用施設 特定共同住宅等の部分であつて、令別表第一(四)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。

一の三 特定住戸利用施設 住戸利用施設のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号、以下「規則」という)第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するものの以外のものをいう。

【イ・ロ 略】

二 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室、寄宿舎の寢室及び各独立部分で令別表第一(四)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ)。

共用室、管理室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。

【三十八 略】

(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)

第三条 特定共同住宅等(住戸利用施設を除く)において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

| 特定共同住宅等の種類    | 構造類型            | 階数                                                                                               | 通常用いられる消防用設備等                                                             | 必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等 |
|---------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 二方向避難型特定共同住宅等 | 地階を除く階数が五以下のもの  | 消火器具<br>屋内消火栓設備（第三項第二号イロ及びハに掲げる階及び部分に設置するものに限る）<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 住宅用消火器及び消火器具<br>共同住宅用スプリンクラー設備<br>共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 |                              |
|               | 地階を除く階数が十以下のもの  | 消火器具<br>屋内消火栓設備（第三項第二号イロ及びハに掲げる階及び部分に設置するものに限る）<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 住宅用消火器及び消火器具<br>共同住宅用スプリンクラー設備<br>共同住宅用自動火災報知設備                           |                              |
|               | 地階を除く階数が十一以上のもの | 消火器具<br>屋内消火栓設備（第三項第二号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る）<br>スプリンクラー設備                                         | 【略】                                                                       |                              |

一の二 福祉施設等 特定共同住宅等の部分であつて、令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。

一の三 特定福祉施設等 福祉施設等のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号、以下「規則」という)第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するものの以外のものをいう。

【イ・ロ 同上】

二 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室、寄宿舎の寢室及び各独立部分で令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ)。

共用室、管理室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。

【三十八 同上】

(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)

第三条 特定共同住宅等(福祉施設等を除く)において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

| 特定共同住宅等の種類    | 構造類型            | 階数                                                          | 通常用いられる消防用設備等                                           | 必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等 |
|---------------|-----------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------|
| 二方向避難型特定共同住宅等 | 地階を除く階数が五以下のもの  | 消火器具<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備                    | 住宅用消火器及び消火器具<br>共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 |                              |
|               | 地階を除く階数が十以下のもの  | 消火器具<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備                    | 住宅用消火器及び消火器具<br>共同住宅用自動火災報知設備                           |                              |
|               | 地階を除く階数が十一以上のもの | 消火器具<br>屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するものに限る）<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備 | 【同上】                                                    |                              |

| 開放型特定<br>共同住宅等       | 地階を除く<br>階数が五以下の<br>もの  | 消火器具<br>屋内消火栓設備<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 住宅用消火器及び消火器具<br>共同住宅用スプリンクラー設備<br>共同住宅用自動火災報知設備又は<br>住戸用自動火災報知設備及び<br>共同住宅用非常警報設備 |
|----------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|                      |                         |                                                                  |                                                                                   |
| 二方向避難・開放型<br>特定共同住宅等 | 地階を除く<br>階数が十以下の<br>もの  | 消火器具<br>屋内消火栓設備<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 住宅用消火器及び消火器具<br>共同住宅用スプリンクラー設備<br>共同住宅用自動火災報知設備又は<br>住戸用自動火災報知設備及び<br>共同住宅用非常警報設備 |
|                      |                         |                                                                  |                                                                                   |
| その他の特定<br>共同住宅等      | 地階を除く<br>階数が十一以上の<br>もの | 消火器具<br>屋内消火栓設備<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 住宅用消火器及び消火器具<br>共同住宅用スプリンクラー設備<br>共同住宅用自動火災報知設備                                   |
|                      |                         |                                                                  |                                                                                   |

| 開放型特定<br>共同住宅等       | 地階を除く<br>階数が五以下の<br>もの  | 消火器具<br>屋内消火栓設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備              | 住宅用消火器及び消火器具<br>共同住宅用自動火災報知設備又は<br>住戸用自動火災報知設備及び<br>共同住宅用非常警報設備 |
|----------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
|                      |                         |                                                                  |                                                                 |
| 二方向避難・開放型<br>特定共同住宅等 | 地階を除く<br>階数が十以下の<br>もの  | 消火器具<br>屋内消火栓設備<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 住宅用消火器及び消火器具<br>共同住宅用自動火災報知設備又は<br>住戸用自動火災報知設備及び<br>共同住宅用非常警報設備 |
|                      |                         |                                                                  |                                                                 |
| その他の特定<br>共同住宅等      | 地階を除く<br>階数が十一以上の<br>もの | 消火器具<br>屋内消火栓設備<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 住宅用消火器及び消火器具<br>共同住宅用自動火災報知設備                                   |
|                      |                         |                                                                  |                                                                 |

| 2 住戸利用施設において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。 |                                                          |                                                                                           |                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 特定共同住宅等の種類                                                                                                                                                                          | 構造類型                                                     | 階数                                                                                        | 通常用いられる消防用設備等               |
| 二方向避難型特定共同住宅等                                                                                                                                                                       | 地階を除く階数が五以下のもの                                           | 屋内消火栓設備（次項第二号イに掲げる階及び部分に設置するものに限り、以下同じ。）<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 |
| 地階を除く階数が十以下のもの                                                                                                                                                                      | 屋内消火栓設備<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 〔略〕                                                                                       |                             |
| 地階を除く階数が十一以上のもの                                                                                                                                                                     | 屋内消火栓設備<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 〔略〕                                                                                       |                             |

| 2 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。 |                                                                                                             |                                                                                   |                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 特定共同住宅等の種類                                                                                                                                                                         | 構造類型                                                                                                        | 階数                                                                                | 通常用いられる消防用設備等               |
| 二方向避難型特定共同住宅等                                                                                                                                                                      | 地階を除く階数が五以下のもの                                                                                              | 屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限り、以下同じ。）<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 |
| 地階を除く階数が十以下のもの                                                                                                                                                                     | 屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限り、以下同じ。）<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備                           | 〔同上〕                                                                              |                             |
| 地階を除く階数が十一以上のもの                                                                                                                                                                    | 屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限り、以下同じ。）<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 〔同上〕                                                                              |                             |

| 開放型特定<br>共同住宅等 | 地階を除く階数が五以下のもの | 屋内消火栓設備<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 〔略〕 | 二方向避難・開放型<br>特定共同住宅等 | 地階を除く階数が十以下のもの | 屋内消火栓設備<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 〔略〕 | その他の特定共同住宅等 | 地階を除く階数が十以下のもの | 屋内消火栓設備<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 |
|----------------|----------------|----------------------------------------------------------|-----|----------------------|----------------|----------------------------------------------------------|-----|-------------|----------------|----------------------------------------------------------|
|                |                |                                                          |     |                      |                |                                                          |     |             |                |                                                          |

| 開放型特定<br>共同住宅等 | 地階を除く階数が五以下のもの | 屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。）<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 〔同上〕 | 二方向避難・開放型<br>特定共同住宅等 | 地階を除く階数が十以下のもの | 屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。）<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 | 〔同上〕 | その他の特定共同住宅等 | 地階を除く階数が十以下のもの | 屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。）<br>スプリンクラー設備<br>自動火災報知設備<br>屋外消火栓設備<br>動力消防ポンプ設備 |
|----------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------|
|                |                |                                                                              |      |                      |                |                                                                              |      |             |                |                                                                              |

3

〔略〕

二 〔略〕

一 〔略〕

イ 次の(イ)から(ハ)に掲げる階又は部分に設置すること。

(イ) 特定共同住宅等の十一階以上の階及び特定住戸利用施設（十階以下の階に存するものに限る。）

(ロ) 特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が三千平方メートル以上のものの階のうち、当該部分が存する階（イ）に掲げる階及び部分を除く。）

(ハ) 特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が三千平方メートル未満のもの（の階のうち、当該部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上十階以下の階にあつては千五百平方メートル以上のもの）（イ）に掲げる階及び部分を除く。）

〔ローチ 略〕

三 〔略〕

〔イ・ホ 略〕

ヘ 住戸利用施設（令別表第一（ロ）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあつては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該住戸利用施設で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

〔ト 略〕

四 〔略〕

〔イ・ハ 略〕

ニ 住戸利用施設に設ける住戸用自動火災報知設備にあつては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

〔ホ・ヘ 略〕

地階を除く階数が十一以上のもの  
 屋内消火栓設備  
 スプリンクラー設備  
 自動火災報知設備  
 屋外消火栓設備  
 動力消防ポンプ設備

〔略〕

3

〔同上〕

二 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 特定共同住宅等の十一階以上の階及び特定福祉施設等（十階以下の階に存するものに限る。）に設置すること。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔ローチ 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ホ 同上〕

ヘ 福祉施設等に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあつては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

〔ト 同上〕

四 〔同上〕

〔イ・ハ 同上〕

ニ 福祉施設等に設ける住戸用自動火災報知設備にあつては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

〔ホ・ヘ 同上〕

地階を除く階数が十一以上のもの  
 屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。）  
 スプリンクラー設備  
 自動火災報知設備  
 屋外消火栓設備  
 動力消防ポンプ設備

〔同上〕

4

## 〔略〕

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（前項第二号イに掲げる部分に限り、特定住戸利用施設を除く。）又は開放型特定共同住宅等（前項第二号イに掲げる部分のうち十四階以下のものに限り、特定住戸利用施設を除く。）において、住戸、共用室及び管理入居の壁並びに天井（天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型地下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十二条第二項第一号ロの基準に適合するものに限り、特定防火設備である防火戸（規則第十二条第二項第一号ハの基準に適合するものに限り、）が設けられているとき、）十階以下の階に存する特定住戸利用施設を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定住戸利用施設に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定住戸利用施設に限る。）

二 住戸、共用室及び管理入居（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。） 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

（必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第四条 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災時に安全に避難することを支援する性能（以下「避難安全支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

## 〔表 略〕

2 住戸利用施設において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

## 〔表 略〕

5 住戸、共用室及び管理入居（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第三條 特定小規模施設における必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正  
（特定小規模施設における必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第五十六号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

4

## 〔同上〕

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理入居の壁並びに天井（天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型地下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号ロの基準に適合するものに限り、）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限り、）が設けられているとき、

ロ 十階以下の階に存する特定福祉施設等を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定福祉施設等に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定福祉施設等に限る。）

二 住戸、共用室及び管理入居（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。） 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

（必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第四条 特定共同住宅等（福祉施設等を除く。）において、火災時に安全に避難することを支援する性能（以下「避難安全支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

## 〔表 同上〕

2 福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

## 〔表 同上〕

5 住戸、共用室及び管理入居（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第三條 特定小規模施設における必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第五十六号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ ロに掲げる防火対象物以外の令別表第一(四)項イに掲げる防火対象物(同表(四)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず。かつ、(四)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が三百平方メートル未満のものに限る。)のうち、延べ面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの</p> <p>二 [略]</p> <p>「自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備」</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 [略]</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(第二条第一号イ(1)、ロ(1)及びハに掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。)</p> <p>三 [略]</p> <p>四 [略]</p> <p>備考 表中の「一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した欄記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> |  | <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(第二条第一号イ(1)及びロ(1)に掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。)</p> <p>三 [同上]</p> <p>四 [同上]</p> <p>備考 表中の「一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した欄記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>                                                                                                                                                                     |  |
| <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>○総務省令第三十五号</p> <p>住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)の施行に伴い、及び住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(平成三十年六月一日 総務大臣 野田 聖子)</p> <p>住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令</p> <p>住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>                                                   |  | <p>154 152 </p> <p>法別表第一の百五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 住宅宿泊事業法第四十六條第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>151 </p> <p>法別表第一の百三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二十二條第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 住宅宿泊事業法第二十六條第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>151 </p> <p>法別表第一の百五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 住宅宿泊事業法第四十六條第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> |  |
| <p>第一条 [略]</p> <p>「2、150 略」</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  | <p>第一条 [同上]</p> <p>「2、150 同上」</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |

○消防庁告示第十一号  
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十五条の二第三項の規定に基づき、非常警報設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第六号）の一部を次のように改正する。  
平成三十年六月一日  
消防庁長官 稲山 博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後          |              | 改正前        |           |
|--------------|--------------|------------|-----------|
| 第三<br>[略]    | 一<br>[一] [略] | 第三<br>[同上] | 一<br>[同上] |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
| 二<br>[イ] [略] | [イ] [略]      | 二<br>[同上]  | [同上]      |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
| 三<br>[イ] [略] | [イ] [略]      | 三<br>[同上]  | [同上]      |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
| 四<br>[イ] [略] | [イ] [略]      | 四<br>[同上]  | [同上]      |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
| 五<br>[イ] [略] | [イ] [略]      | 五<br>[同上]  | [同上]      |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |
|              |              |            |           |

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十二号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づき消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二及び第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月一日

消防庁長官 稲山 博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>別表第24 [略]</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>[1]～[4] 略</p> <p>09 運転性能</p> <p>無負荷運転を実施し、次に掲げる項目について確認すること。</p> <p>ア 運転状況</p> <p>漏油、異臭、不規則音、異常な振動等がなく、運転が正常であること。</p> <p>イ 換気</p> <p>給気及び排気の状態が適正であること。</p> <p>[4]～[8] 略</p> <p>2 総合点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>[1]・[2] 略</p> <p>[3] 自家発電装置（原動機と発電機を連結したものをいう。）</p> <p>原動機と発電機の接続部の状況が適正であること。</p> <p>[4] [略]</p> <p>[5] [略]</p> <p>[6] 運転性能</p> <p>ガスタービンと原動力とする自家発電設備以外のものについて、次のいずれかにより確認すること。</p> <p>ただし、製造年から6年を経過してはいないもの又はこの点検を実施してから6年を経過してはいないものであって、運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合を除く。</p> <p>ア 負荷運転</p> <p>負荷運転を実施し、漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であることを確認すること。</p> <p>イ 内部観察等</p> <p>機器内部の観察、潤滑油や冷却水の成分分析等を実施し、摩食、劣化等がないことを確認すること。</p> <p>[7] [略]</p> <p>ア 運転切替性能（電力を常時供給する自家発電設備に限る。）</p> <p>[略]</p> <p>[イ・ウ 略]</p> | <p>別表第24 [同左]</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>[1]～[4] 同左]</p> <p>09 運転性能</p> <p>漏油、異臭、不規則音、異常な振動等がなく、運転が正常であること。</p> <p>[新設]</p> <p>[6]～[8] 同左]</p> <p>2 総合点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>[1]・[2] 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[3] [同左]</p> <p>[4] [同左]</p> <p>[5] 負荷運転</p> <p>[イ 換気</p> <p>給気及び排気の状態が適正であること。</p> <p>ア 運転状況</p> <p>漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。</p> <p>[イ 運転切替性能</p> <p>[同左]</p> <p>[イ・ウ 同左]</p> |

(その1)

[illegible]

1. この用紙の大きさとは、日本工業規格A4のこと。
2. 種類：寄附金などの内容額、該当するものについて記入すること。
3. 特定口座：正金等の場合は〇印、不良の場合は×印を記入し、市県内税額にその内容を記入すること。
4. 贈与税のある額は、該当事項に〇印を付すこと。
5. 贈与税が免除には、点検の欄に該当した内容を入力すること。
6. 国庫預金にあるものは、非常懸念（国庫預金の額）点検額を記入すること。

(7.01)

|                      |                |             |                      |       |                 |     |  |   |  |
|----------------------|----------------|-------------|----------------------|-------|-----------------|-----|--|---|--|
| 非常電源（自家発電設備）点検票（設備名） |                |             |                      |       |                 |     |  |   |  |
| 名称                   |                |             |                      |       | 防火<br>管理<br>担当者 |     |  | ③ |  |
| 所在地                  |                |             |                      |       | 立会者             |     |  | ③ |  |
| 系統種別                 | 機器・総合<br>資格 番号 |             | 点検年月日                | 年 月 日 | 社名              | TEL |  |   |  |
| 点検者                  | 氏名             |             | ③<br>点検者<br>所属会社     | 住所    |                 |     |  |   |  |
| 点検<br>設備<br>名        | 所動機<br>型式等     | 製造者名<br>型式等 |                      |       |                 |     |  |   |  |
| 点検項目                 |                |             | 点検結果                 |       | 措置内容            |     |  |   |  |
|                      |                |             | 種別、容量等の内容            | 判定    | 不良内容            |     |  |   |  |
| 周回状況                 |                |             | 備 考                  |       |                 |     |  |   |  |
| 設置区                  | 区画             | 等           | キュービクル式<br>キュービクル式以外 |       |                 |     |  |   |  |
| 浸水                   | 浸              | 透           | 自然                   | 機械    |                 |     |  |   |  |
| 換気                   |                | 明           |                      |       |                 |     |  |   |  |
| 雨漏                   |                | 漏           |                      |       |                 |     |  |   |  |
| 表示                   |                |             |                      |       |                 |     |  |   |  |
| 取動機・発電機              |                |             |                      |       |                 |     |  |   |  |
| 冷却装置                 | クジエータ・配管等      |             |                      |       |                 |     |  |   |  |
| 油                    | 油              | 類           |                      |       |                 |     |  |   |  |
| その他の付属機器類            |                |             |                      |       |                 |     |  |   |  |
| ※始動用蓄電池設備            |                |             |                      |       |                 |     |  |   |  |
| 始動機                  | 外形             | 形           |                      |       |                 |     |  |   |  |
| 燃料                   | 空気             | め           | MPa                  | ℓ     |                 |     |  |   |  |
| 交換                   | 潤滑油            | 類           |                      |       |                 |     |  |   |  |
| 始動機                  | 動作             | 動作          |                      |       |                 |     |  |   |  |

1. この用紙の大きさは、日本工業規格JIS A4とすること。
2. 標題・巻頭名などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
3. 特許関係は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4. 得意状のある場合は、該当事項に○印を付すること。
5. 得意社内管理には、点検の開始時刻した内容を記入すること。
6. 部中※印のあるものは、非常要請（重要連絡事項）点検票を添付すること。



別記様式第24

非常電源（自家発電設備）（その3）

| 種 地 抵 抗     |  | 種 合 点 使 |  |
|-------------|--|---------|--|
| ※ 始動用蓄電池設備  |  | 種 合 点 使 |  |
| ※ 始動用空気圧縮設備 |  |         |  |
| ※ 始動用空気圧縮設備 |  |         |  |
| ※ 始動補助装置    |  |         |  |
| ※ 保護装置      |  |         |  |
| ※ 負荷運転      |  |         |  |
| ※ 内部観測等     |  |         |  |
| ※ 運転切替性能    |  |         |  |
| ※ 蓄電池切替性能   |  |         |  |
| ※ 始動用燃料切替性能 |  |         |  |

電気主任技術者 氏名及び番号  
所属機関又は内務機関等の最終実施年月 ( 年 月)

| 機 器 名 | 型 式 | 改正年月日 | 製造者名 | 機 器 名 | 型 式 | 改正年月日 | 製造者名 |
|-------|-----|-------|------|-------|-----|-------|------|
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格JIS4とすること。
- 種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 特定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 運転後のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 特定内容欄には、点検の要請を受けた内容を記入すること。
- 異常原因のあるものは、非常電源（蓄電池設備）点検票を添付すること。
- 異常原因のあるものは、当該点検項目の最終実施年月を欄に記入し、別表第24第2項（6）に規定する運転性能の維持に関する予防的な保全策が講じられている場合は、当該保全策を述べていることを示す欄を添付すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した欄記部分を除く全体に付した下線は注記である。

別記様式第24

非常電源（自家発電設備）（その3）

| 種 地 抵 抗     |  | 種 合 点 使 |  |
|-------------|--|---------|--|
| ※ 始動用蓄電池設備  |  | 種 合 点 使 |  |
| ※ 始動用空気圧縮設備 |  |         |  |
| ※ 始動補助装置    |  |         |  |
| ※ 保護装置      |  |         |  |
| ※ 負荷運転      |  |         |  |
| ※ 内部観測等     |  |         |  |
| ※ 運転切替性能    |  |         |  |
| ※ 蓄電池切替性能   |  |         |  |
| ※ 始動用燃料切替性能 |  |         |  |

電気主任技術者 氏名及び資格

| 機 器 名 | 型 式 | 改正年月日 | 製造者名 | 機 器 名 | 型 式 | 改正年月日 | 製造者名 |
|-------|-----|-------|------|-------|-----|-------|------|
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |
|       |     |       |      |       |     |       |      |

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格JIS4とすること。
- 種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 特定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 運転後のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 特定内容欄には、点検の要請を受けた内容を記入すること。
- 異常原因のあるものは、非常電源（蓄電池設備）点検票を添付すること。

この告示は、公布の日から起算する。

## ○消防庁告示第十三号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十四号（消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するもの）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

消防庁長官 稲山 博司

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第二 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>〔六〕 特定小規模施設用自動火災報知設備（すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであつて、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十年消防庁告示第二十五号、以下「告示」という。）第二十五号ただし書の規定により受信機を設置しないもの（告示第二十二号の規定に基づき、中継器を設置するものを除く。）を除く。第三第一号〔六〕において同じ。）</p> <p>〔七・八〕 略</p> <p>二 特殊消防用設備等 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号、以下「規則」という。）第三十一条の三の二の規定に基づき設備等設置維持計画に記載する事項から判断して、令第三十六条の二第一項各号に掲げる消防用設備等に類すると認められるもの</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>二 特殊消防用設備等 規則第三十一条の三の二の規定に基づき設備等設置維持計画に記載する事項から判断して、令第三十六条の二第二項各号に掲げる消防用設備等に類すると認められるもの</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> | <p>第二 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>〔六〕 特定小規模施設用自動火災報知設備（すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであつて、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十年消防庁告示第二十五号）第二十五号ただし書の規定により受信機を設置しないものを除く。第三第一号〔六〕において同じ。）</p> <p>〔七・八〕 同上</p> <p>二 特殊消防用設備等 次の〔一〕から〔四〕に掲げるもの</p> <p>〔一〕 ドデカフルオローニ―メチルペンタン―三―オンを消火剤とする消火設備</p> <p>〔二〕 加圧防煙設備</p> <p>〔三〕 火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備</p> <p>〔四〕 同上</p> <p>二 特殊消防用設備等 同上</p> <p>〔一〕 ドデカフルオローニ―メチルペンタン―三―オンを消火剤とする消火設備</p> <p>〔二〕 加圧防煙設備</p> <p>〔三〕 火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備</p> <p>〔四〕 同上</p> |

備考 表中の「〔一〕」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 事務局だより

### ◎組合情報

5月24日(木)、第51回日本防災設備協同組合通常総会は各位のご協力により、すべての議案が満場一致で可決決定いたしました。ご報告いたします。

セミナー開催予定

平成30年7月24日(火)

「事業承継セミナー」を文京区民センター 2階C会議室にて開催

受講料 無料

### ◎共済制度について

#### ●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社(代理店・株式会社サンリビング)と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物(完成工事)賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

#### ●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

#### ●業務災害補償保険(ビジネスJネクスト)：

三井住友海上火災保険株式会社(代理店・株式会社サンリビング)と提携しています。

### ◎ご注文は今後もFAXをお願いします。

組合員の皆様には、いつもFAXでご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後ともFAXをお願いいたします。